

「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」オプションサービス

「健康機器連携サービス」利用規約（第 2.0 版）

テレニシ株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営・提供するクラウド型「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」に付随して提供する自動血圧計連携サービス（以下、「血圧計連携サービス」といいます。）または体温計・体表温計連携サービス（以下、「体温・体表温計連携サービス」といいます。）の利用に関する提供条件を定めるものです。（以下、血圧計連携サービスと体温・体表温計連携サービスを合わせて「健康機器連携サービス利用規約」といいます。）本健康機器連携サービスを利用するお客様に適用されますので、本健康機器連携サービスをお申込みの前によくお読み下さい。

第 1 条（適用）

1. 本利用規約の記載事項が、「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）利用規約」（以下、「原利用規約」といいます。）の記載事項より優先されるものとします。
2. なお、本利用規約に記載なき事項については、「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）利用規約」に準ずるものとします。

第 2 条（本健康機器連携サービスの内容）

1. 本健康機器連携サービスの名称は「自動血圧計連携サービス」または「体温計・体表温計連携サービス」とします。
2. 本健康機器連携サービスは、当社が定める「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）利用規約」に同意し、本健康機器連携サービスの利用規約に同意した上、申込書を提出頂いたお客様が利用可能なサービスです。
3. 本健康機器連携サービスは、連携する自動血圧計の血圧測定データまたは連携する体温・体表温計の測定データを IT 点呼キーパーで利用するサービスを提供しています。
4. 本健康機器連携サービスには自動血圧計本体及び体温計・体表温計本体の代金は含まれておりません。お客様の責任で手配をお願いします。
5. 「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」と連携可能な自動血圧計及び体温計・体表温計は、当社指定のメーカー・機種に限ります。
6. 前項での指定メーカー・機種以外で本健康機器連携サービスの利用はできません。
7. 本健康機器連携サービスの連携機能に変更があった場合、または連携できる自動血圧計または体温計・体表温計の機種に変更があった場合は、当社ホームページに掲載する方法、メールにて直接配信する方法、その他当社が適当と判断する方法のいずれかにて通知するものとします。

第 3 条（本健康機器連携サービスの利用登録）

1. 本健康機器連携サービスにお申込み頂くには、「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」にお申込み

頂く必要があります。

2. 利用希望のお客様が当社の定める方法によって利用申込書を申請し、当社がこれを承認することによって、利用申込が完了するものとします。
3. 当社は、利用申込の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用申込の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 利用申込の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」利用規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) その他、当社が利用申込を相当でないと判断した場合

第4条（本健康機器連携サービスの利用料金）

1. 下記（1）（2）の月額利用料金または年額利用料金の選択が可能で、その利用拠点数に応じて課金されます。
 - (1) 月額利用料金の拠点数による課金
月額 2,000 円×拠点数に消費税を加えた額とします。
 - (2) 年額利用料金の拠点数による課金
年額 24,000 円×拠点数に消費税を加えた額とします。
2. 本健康機器連携サービスの利用料金のお支払いは、弊社指定の銀行口座または販売代理店指定の銀行口座へ利用者が振込送金する方法または、銀行自動口座引き落としを利用する方法により行うものとします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。

第5条（本健康機器連携サービスの期間）

1. 本健康機器連携サービスの契約期間は、本健康機器連携サービスの利用開始日（月初指定）を1ヶ月として、1年間とします。請求月単位で12ヶ月目の末日に利用期間満了となります。期間満了の1ヶ月前までに利用者または当社から解除の意思表示がないときは、本健康機器連携サービスは期間満了日の翌日から更に1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 納品がなされた日の属する月を検収月（無償月）とし、その翌月1日を本健康機器連携サービス利用開始月とします。
3. 既に、「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」をご利用中のお客様で、原利用規約と本健康機器連携サービス利用規約で契約更新月を揃えたいとの要望があった場合、原利用規約における残月数での契約を可能とします。その場合、初回更新月は現利用規約の更新月となります。

第6条（本健康機器連携サービスの他の利用料金への変更）

1. 第4条1項の利用料金を、更新月以外の請求月に他の利用料金に変更する場合の取扱いは、「IT 点呼キーパー（総合点呼システム）」利用規約第9条に準ずるものとします。
2. なお、年額利用料金から月額利用料金への変更は、年単位でのみ変更できるものとします。

第7条（本健康機器連携サービスの解約）

1. 更新月以外の請求月に、本健康機器連携サービス（月額利用料金）の解約を希望する場合は、当社のできる方法に従い、解約手続きを行う必要があります。なお、年額利用料金は年単位でしか解約をすることができません。
2. 前項の手續後に、下記の解約料金を支払うものとします。また、当社または販売代理店に支払済の月額利用料金は返還されません。

記

1 拠点あたり、2,000 円×1 年契約の残りの月数に消費税を加えた額

第 8 条（本健康機器連携サービスの契約変更）

1. 本健康機器連携サービスは、関連法令または行政指導の改正等、経済情勢の変動、雇用環境の変化、お客様の事業の拡張や統廃合、感染症の流行等またはそれに関する政府等の要請に基づく事業方針等の急変、その他本サービスの提供という本健康機器連携サービス利用規約に基づく契約の達成が困難と判断される場合には、課金項目の変動に応じて、月額利用料金または年額利用料金を変更することができます。
2. 前項に定める変更を行う場合、当社は、変更在先立ち、お客様へのメール等の手段により、変更等の効力発生日を明示してお客様に通知するものとします。
3. 第 1 項による変更にお客様が同意しないときは、本契約を解約することができます。なお、この解約に際しては、違約金等は発生しないものとします。

第 9 条（本健康機器連携サービス利用規約、記載事項の変更）

1. 当社は、本健康機器連携サービス利用規約の記載事項を変更することがあります。この場合には、利用料金その他の提供条件は、変更後の本健康機器連携サービス利用規約の記載事項によるものとします。
2. 本健康機器連携サービス利用規約の記載を変更する場合、弊社のホームページに記載する方法、メールにて直接配信する方法、その他当社が適当と判断する方法のいずれかにて事前に通知します。

令和 4 年 8 月 16 日 改訂版第 2.0 版